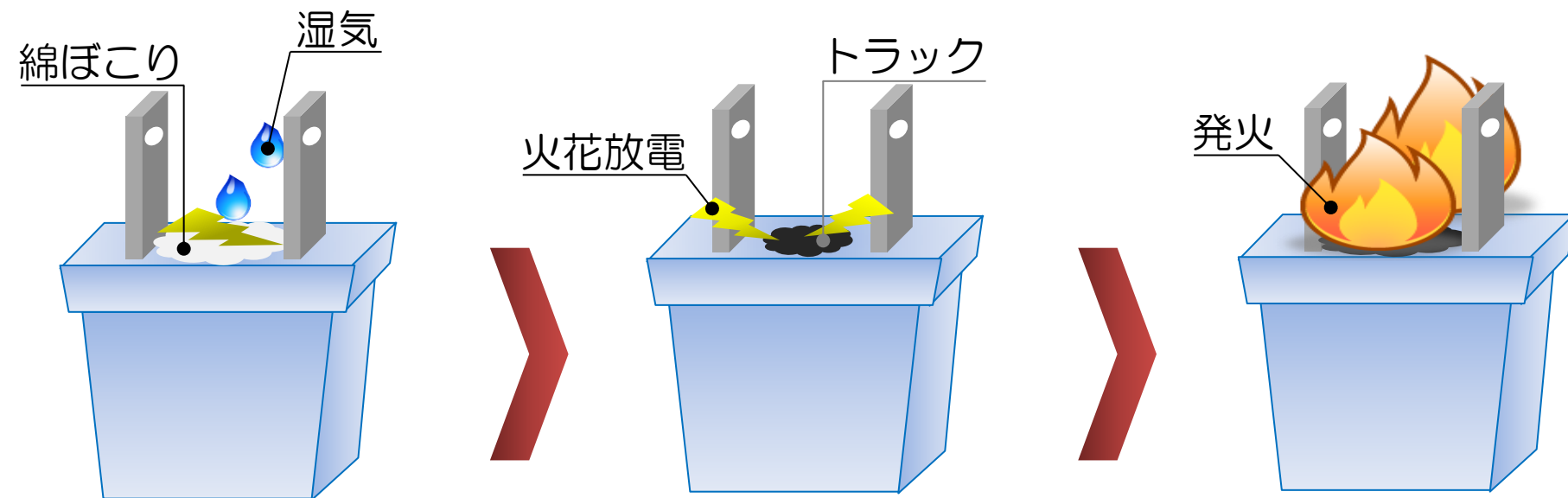


# 電源プラグのトラッキング対策 の適用範囲拡大について

平成27年1月16日

経済産業省 商務流通保安グループ  
製品安全課

# トラッキング現象とは



○トラッキング現象はコンセントに差込んだプラグの周辺に綿ぼこりや湿気などが付着することにより、差込みプラグの刃の間に電流が流れ、火花放電を繰り返すことで、絶縁樹脂表面に炭化導電路(トラック)が形成され、発火する現象です。

# これまでの経緯

- **電気冷蔵庫・冷凍庫の差込みプラグ**について、耐トラッキング性を要求  
(平成21年9月11日改正)
  - ・トラッキング現象が発生しやすい環境に設置されているため個別に規定
  - ・ただし、事故の予防処置という観点から、横展開の検討が必要

トラッキング現象が発生しやすい電気製品への適用範囲拡大の検討の結果、特定することが困難

- **電気製品を限定せずに差込みプラグ**について、耐トラッキング性を要求  
(平成26年9月18日改正)
  - ・差込みプラグ単体の技術基準を強化(ゴムプラグを除く標準型)
  - ・本体に栓刃を有する機器(マルチタップ、漏電遮断器、ダイレクトプラグイン機器)にも併せて適用



- **差込みプラグを組み込む電気製品**について、耐トラッキング性を要求  
(平成27年1月16日改正)
  - ・一般家庭で日常的に使用される全ての電気製品に適用範囲を拡大

# 適用範囲

差込みプラグを組み込む  
一般家庭で使用される全ての電気製品  
【別表第八】



(当初の規制対象)  
電気冷蔵庫・冷凍庫  
【別表第八個別事項】



差込みプラグ(標準型)  
【別表第四】

本体に栓刃を有する機器



マルチタップ  
【別表第四】



漏電遮断器  
【別表第四】



ダクトプラグの機器  
【別表第八】

○差込みプラグ(標準型)とは、下表  
に示す極配置のもの。  
【別表第四6(1)ニ(ホ)】

極配置	
	○
	└
'n'	n
--	└ -
-n-	└ n-
( )	

○上表以外の極配置のもの及び全体  
がゴムであるゴムプラグについては、  
一般家庭ではほとんど使用されて  
いないため適用除外。



# 猶予期間の考え方

## ◎ 差込みプラグ、マルチタップ、漏電遮断器、ダイレクトプラグイン機器

(平成26年9月18日改正)

- ・平成27年9月18日以降の対象電気用品は、新基準による技術基準適合確認が必要
- ・別表第八の電気用品に組み込まれる差込みプラグについては、この改正による規定は適用されない(後述の改正による規定が適用される)

## ◎ 別表第八の電気用品に組み込まれる差込みプラグ

(平成27年1月16日改正)

- ・平成28年3月18日以降の対象電気用品は、新基準による技術基準適合確認が必要
- ・この改正により、一般家庭で使用される全ての電気用品に耐トラッキング性を義務づけ

